品川区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例等の運用 基準を定める要綱

> 制定 平成 24 年 3 月 30 日区長決定 要綱第 9 O 6 号

(趣旨)

第1条 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されたことを受け、平成24年4月1日「品川区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例」(品川区条例第26号、以下「条例」という。) および「品川区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例施行規則」(品川区規則第26号、以下「規則」という。) が制定・施行されたので、その適正な運用を図るため、下記のとおり運用基準を定める。

(定義)条例第2条関係

第2条 条例第2条は、条例で使用する用語の定義を定めたものである。墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)では、「埋葬」、「火葬」、「改葬」、「墳墓」、「墓地」、「納骨堂」および「火葬場」に関して定義なされていることから、条例においても、法の定義を適用する。

(墓地等の経営主体)条例第3条関係

第3条 条例第3条は、墓地等の経営主体の適正確保の観点から、経営主体 を明示したものである。

墓地等の経営は、住民に対する基本的なサービスとして、市区町村等の地方公共団体が行うことが原則であり、これによりがたい場合には宗教法人または公益法人とする。

- 1 地方公共団体とは、地方自治法(昭和22年法律67号)に規定する地方 公共団体であること。
- 2 宗教法人については、墓地等の適切な管理や運営ができるよう、主たる 事務所または従たる事務所を、区内または品川区に隣接する区内に有し、 3年以上の継続的な活動の実績が有るものとする。

宗教法人の審査に当たっては、宗教法人法所管部署に対して、宗教法人 法上の手続き(法人規則の変更)、当該法人の活動状況、墓地等経営に関 する意見について照会し、適格性を判断する。

3 公益法人については、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律49号)第2条第3号の規定による公益社団法人または公益財団法人であり、墓地等の経営を目的とする法人とする。なお、

公益社団法人または公益財団法人には、一般社団法人および一般財団法人 に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 42 条第 1 項に規定する特例社団法人または特例財団法人を含む ものとする。

特別な理由がある場合とは、従来から個人墓地として許可を受け、墓地を承継する場合、墓地等の経営許可を受けているものでこの条例制定により該当しなくなったものが、同一敷地で許可を受ける場合などが挙げられる。

審査に当たっては、墓地等の適格性確保の観点から、経営等の方針、意 思確認を含め、法人代表者等責任者から事情を聴取する等適切に対応する ものとする。

(墓地等の経営許可)条例第4条関係

第4条 条例第4条第1項は、墓地等を経営する場合には区長の許可が必要である旨を定めたものである。

墳墓を設ける区域は、まさに墳墓を設けるためのものであり、通路、緑地、緩衝帯の部分は含まない。

- (1) 墓地等の許可申請については、規則の第2条に委任している。以下その内容について説明する。
 - ア 申請書の記載事項(第1項)
 - (ア) 第3号 墓地等の構造設備の概要については、条例第7条(墓地の構造設備)、第9条(納骨堂の構造設備)または第11条(火葬場の構造設備)に規定する事項を記載させるものとする。
 - (イ) 第8号 許可の申請に係る詳細な理由は、宗教法人の墓地等の必要性を示す項目である。そのため、現時点での墓地等の供給状況、具体的な必要数(公益事業の場合は、需要調査の結果等)、墓地等経営の理由、場所選定の理由等が記載されていることが必要である。特に事務所所在地と異なる場所への計画については、その選定の理由が明確であることが必要である。
 - イ 申請書の添付書類(第2項)
 - (ア)第4号 不動産登記法による土地登記事項証明書および地図等は、 土地の所有者および永続性を阻害する権利設定を確認するもので ある。当事者間で取り交わした売買契約書や公正証書は所有権を示 す書類として認めない。地図等については、隣接地の土地の住所、 地番および地目ならびに所有者の住所および氏名が記載されてい ることが必要である。また、地積測量図と土地登記事項証明書の面 積とが異なる場合は、地積更正し登記の訂正をしたものであること

が必要である。

(イ) 第5号 墓地等の設置に係る資金計画に関する書類については、 宗教法人の規約、公益法人にあっては定款で既定されている所定の 手続きにより承認されていることが必要である。

資金計画書は、

- ・墓地等の経営に係る資金の総額(自己資金、借入金等)が記載されており、経営年度ごとに収入(経営開始後の永代供養料および管理費等)と支出(土地取得費、関係工事費、経営開始後の経費、返済金等)の状況が対比して記載されていること。
- ・借入金がある場合は、その返済が完了する等、墓地等の経営 に係る財務状況が安定する予定期間までの計画であること。 が必要である。

なお、資金計画書は、宗教法人の財務状況を審査するものでは なく、あくまでも当該墓地等経営に係る資金や支出について審査 することが目的であることに留意する。

また、管理運営に係る書類についても、宗教法人の規則等所定 の手続きにより承認されていることが必要である。

(ウ) 第7号ア 宗教法人の継続した活動に関する書類は、3年以上 継続した活動が行われていることが示されたものであること。

(エ) 第7号イ

a 宗教法人規則等

宗教法人を設立しようとする者は、宗教法人法第12条第1項に基づく規則を作成し、その規則について所管庁の認証を受けなければならないとされている。そのため、申請をしようとする者が宗教法人である場合には、認証印のある規則の写しを提出させるものである。

宗教法人が、新たに公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、同法第26条の規定に基づく規則の変更の認証が必要である。申請時に公益事業に関する規則変更がなされていない場合は、宗教法人法所管部署への規則変更申請に係る書類の受理を確認し、変更認証後、速やかにその写しを提出するよう指導する。

また、墓地等の経営に関する宗教法人としての意思の決定が、 規則に基づき行われているかについても確認することが必要であ る。

b 財産目録等

宗教法人法第25条第1項に基づく財産目録および収支計算書ならびにその他当該法人の財務状況を確認できる書類の添付を義務付けた。これらの書類により、当該墓地等の経営に必要な資金が準備されているかなどについて、第6号に規定する資金計画書の記載内容を審査するものである。

その他当該法人の財務状況を確認できる書類としては、残高証明書、融資証明書、返済予定表、預金通帳の写し、金銭消費貸借契約書、売買契約書、工事等見積書、工事等請負契約書等が挙げられる。このほか、公認会計士法(昭和23年法律第103号)の監査法人による監査結果に関わる書類も、当該法人の財務状況を確認できる書類の一つである。

これらの書類等の提出については、申請予定者に対して、事前相 談などの際に詳細な説明を行うことが必要である。

なお、宗教法人法附則第23号により、宗教法人は、同法第6条第2項の規定による公益事業以外の事業(収益事業)を行わない場合であって、その一会計年度の収入の額が8000万円以内であるときは、同法第25条の規定に関わらず、当該会計年度に係る収支計算書を作成しないことができることとされている。

- (オ) 第7号ウ 宗教法人が墓地等の経営許可申請を行う場合、過去に宗教活動の一環として墓地等の経営を行った実績等があれば、 当該実績等を示す書類を添付させる。
- (カ) 第7号エ 宗教法人が納骨堂を経営する場合は、その敷地に礼拝 の用に供している施設が存在することを建物登記事項証明書で確 認することが必要である。

特別な理由には、震災等で緊急的に墓地を許可する場合、従来から個人墓地として許可を受け墓地を承継する場合、または墓地でなく更地等で、土地登記簿上の地目のみが墓地もしくは墳墓地となっているときにこの地目を他に変更するため墓地の廃止許可と同時に便宜上新たに許可を受ける場合などが挙げられる。

(2) その他留意事項

ア 許可の時期

特段の事情がない場合は、工事完了届を受理し、施設の検査を行った後に許可の決定を行うこととする。

イ 他法令との関連

墓地にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、品川区みどりの条例(平成6年条例第

19号)、品川区景観条例(平成22年条例第31号)、納骨堂・火葬場にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、品川区みどりの条例(平成6年条例第19号)、品川区景観条例(平成22年条例第31号)、品川区中高層建築物の建築に係わる紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年条例第44号)による手続きを要する場合は、あらかじめその手続きを行うよう墓地等経営許可申請予定者に指導する。

- 2 第2項は、墓地等の変更または廃止に際しては区長の許可を必要とすることから設けた規定である。
 - (1) 墓地の区域、墳墓を設ける区域の拡張にあっては、経営許可の手続に、縮小にあっては、廃止許可の手続に準ずる。
 - (2) 墓地および納骨堂の廃止許可申請については、改葬計画書または改葬許可書の写しを添付させ、改葬が終了したことを確認した後、廃止の許可をする。
- 3 第3項は、許可の附款に関する規定である。

「公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件」とは、土葬を禁止する(焼骨のみ埋蔵する)附款を付すこと等が挙げられる。

(みなし許可に係る届出)条例第5条関係

第5条 法第11条では、都市計画法の都市計画事業、土地区画整理法(昭和 29年法律第119号)の事業計画等との調整を図るため、都市計画事業等の認可をもって法による許可があったものとみなしている。

条例第5条では、この規定により法の許可を受けたとみなされる墓地等であっても、その後の墓地等の管理運営については、法の適用を受けることから、これらの施設の状況を正確に把握できるよう、みなし許可による墓地等の届出を義務付けたものである。

(墓地の設置場所)条例第6条関係

- 第6条 条例第6条第1項は、墓地の持つ性格が通常の住宅や店舗等とは異なることから、公衆衛生その他公共の福祉の観点から必要な設置場所の規制を定めたものである。
- 1 第1項第1号は、墓地の設置場所について永続性を確保するため、自己 所有であり、かつ抵当権、借地権等の第三者による権利設定がなされてい ない土地を原則としたものである。

なお、所有権以外の権利で、墓地等の永続性に支障をきたす可能性がないものについては除外する。

また、墓地等の計画に当たって、宗教法人法第23条に基づく財産処分等の公告を申請者が行われなければならならない場合は、公告した内容を確

認すること。これは、宗教法人法第23条の規定で、法人の不動産または財産目録に掲げる宝物の処分または担保設定、借入または保証、主要な境内建物または境内地の著しい模様替え等を行う場合には、信者や利害関係人に1ヵ月前にその旨を公告しなければならないことが定められているためである。

2 第3項 土葬を認める土地は、公共水域の汚染を防止するため、河川等 と墓地までの距離はおおむね20メートル以上離れた土地であること。また、 心理的影響を考慮し住宅、学校、店舗等から墓地までの距離はおおむね100 メートル以上離れた土地であること。ただし、災害等で火葬場が使用でき ない等特別な理由がある場合についてはこの限りではない。

(墓地の構造設備基準)条例第7条関係

- 第7条 条例第7条は、墓地の構造設備につき公衆衛生その他の見地から必要な基準を定めたものである。
- 1 第1号は、境界に障壁または密植した垣根を設けることにより、みだりに出入りすることを防ぐとともに、墓地の静寂な環境を保持しようとするものである。障壁および垣根の高さ等の構造については、周辺環境と調和したものとすることが必要である。品川区みどりの条例の定めによる接道部緑化で隣接する土地との境界に障壁等が設けられない場合は、接道部の緑地との境界に障壁等を設けることとする。
- 2 第2号は、墓地の利用者等の利便および良好な施設環境の保持を考慮し 規定したものである。また、通路の幅員については、有効幅員をいう。
- 3 第3号は、環境衛生の保持および墓地の利用者の利便に供するため規定したものである。
- 4 第4号は、都市における墓地の維持・管理に必要な施設であるとともに、 墓地の利用者の利便に資することから、ごみ集積設備、給水設備、便所、 管理事務所および駐車場の設備を義務付けたものである。

ごみ集積設備は、廃棄される供花、供物等を衛生的に管理するため、カラス等による飛散や悪臭を防止するような設備を設け、専用の場所を確保し設置することとする。

給水設備は、井戸水等で飲用に供しないものについて適当な表示をするなど利用者の誤飲を防止する措置を講じるとともに、利用者の利便を考慮した位置に適当数を配置することとする。

便所は、利用者の利便を考慮した位置に適当数を配置することとする。 管理事務所は、施設の維持管理とともに、墓地の使用者が納骨、改葬等 の手続が支障なく行われるために、仮設的なものではなく、墓地管理に必 要な墳墓配置図や墓地使用者名簿等を備え、十分な管理ができる事務所で あることを必要とする。

駐車場の台数は、交通機関の利便性および設置する場所により一律に取り扱うことは難しいことから、新規墓地の駐車場の設置状況等にかんがみて、墳墓の区画数の2パーセント程度を設置するものとする。

また、墓地の区域内の通路等を活用し、実際に駐車スペースとして利用できる場合についても駐車場として取り扱うものとする。

5 第5号は、都市にふさわしい墓地として、墓地の景観や良好な環境を保持するとともに周辺の環境との調和を図ることを目的に、緑地の確保を規定したものである。緑地は、芝生、花壇、藤棚等の被覆面積などをいい、墓地の敷地の20パーセント以上とする。

なお、境内地や既存墓地などに十分な緑地があり申請地との一体性が認められ周辺環境との調和が図られている場合等には、ただし書きを適用できるものとする。

6 第6号は、隣接住民等や周辺住民に対する心理的圧迫を軽減することを 目的に、緩衝帯の確保を規定したものである。緩衝帯は、緑地(接道部分 の緑地を含む。)のほか通路、管理事務所、ごみ集積設備、給水設備、便 所、駐車場等の墳墓区画以外のものをいう。

なお、墓地境内地等と接している部分については、ただし書きを適用できるものとする。

7 その他

構造設備のうち、管理事務所、ごみ集積設備、給水設備、便所および駐車場については、主たる事務所などが隣接しており墓地の維持管理、利用者の利便に支障がない場合等は、ただし書きを適用できるものとする。

墓地以外に利用されているにもかかわらず地目が墓地であり、地目を変更するため墓地の廃止許可を受けるために新たに許可を受ける場合は、便宜上の許可であるのでこの基準は適用しない。

また、構造設備の計画に当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)、 都市計画法(昭和43年法律第100号)、品川区みどりの条例(平成6年条例第19号)、品川区景観条例(平成22年条例第31号)も踏まえ指導する。

(納骨堂の設置場所)条例第8条関係

- 第8条 条例第8条は、納骨堂の設置場所につき、法の趣旨を踏まえ、基準を定めたものである。
- 1 第1号は、永続性の観点から定めたものであり、条例第6条第1項第1 号の運用に準じる。
- 2 第2号は、本来、寺院、教会等が設置する納骨堂は、信者に対する宗教 活動の一環として経営されるべきものであることから、納骨堂経営が宗教

活動と一体的に運用できることが必要である。また、公益事業として焼骨の収蔵の委託を受ける場合であっても、適切な管理が必要とされる。そのため、納骨堂の設置場所を「寺院、教会等の礼拝の施設または火葬場の敷地内」としたものである。また、礼拝施設については継続的な活動を行っている施設とし、その活動状況についても確認することとする。

ただし、地方公共団体または公益法人が経営する納骨堂は、宗教活動と 関係がなく、納骨堂を必要とする者にそれを提供することを本来の目的と しているので、本号の規定を適用しない。

なお、寺院、教会等の礼拝の施設の敷地については、宗教法人法第66条の規定により登記された施設、本堂、会堂、拝殿等礼拝の施設として登記された建物の存する敷地をいい、建物登記事項証明書および土地登記事項証明書の地目も併せて審査することとする。

(納骨堂の構造設備基準) 条例第9条関係

- 第9条 条例第9条は、納骨堂の構造設備について、衛生その他の公益を保持する観点から必要な基準を定めたものである。
- 1 第1号から第3号までおよび第5号は、火災予防の見地から規定したも のである。
- 2 第4号は、堂内において線香や香をたく場合、煙等を戸外へ排出するための換気設備を設けることとしたものであり、線香等をたかない場合には 必ずしも換気設備を設けなくてもよい。
- 3 第6号は、骨壷等の盗難防止のための規定である。
- 4 第7号は、都市における墓地の利用者の利便に資することから、駐車場の設置を義務付けたものである。駐車場の台数は、交通機関の利便性および設置する場所により一律に取り扱うことは難しいことから、利用状況等により十分な駐車場を確保するように指導するものとする。

また、納骨堂が機械式設備の場合、設備の維持管理、保守、設備の更新のための点検口や通路を確保し、適切に保守管理、設備の更新が行える施設とすること。

(火葬場の設置場所)条例第10条関係

- 第10条 条例第10条第1項は、火葬場が周囲に与える衛生および住民の心理的影響を考慮し、その設置場所につき住宅等から一定の距離を保つことを定めたものである。
- 2 第2項は、増築または改築その他特別な理由がある場合で、公衆衛生上 支障がないと認められるときに限り、前項の規定によらない旨の特例的取 扱いを定めたものである。

なお、その他特別な理由がある場合としては、地方公共団体が必要性および公益性の観点から、火葬場を設置する場合等が挙げられる。

(火葬場の構造設備基準)条例第11条関係

- 第11条 条例第11条は、火葬場の構造設備につき、公衆衛生その他公共の 福祉の見地から必要な基準を定めたものである。
- 1 第1号は、火葬場の境界に障壁または密植した樹木の垣根を設けることにより、周辺への影響を和らげるとともに、火葬場の関係者または利用者以外の者がみだりに場内に出入りすることを防止し、火葬場の環境を保持しようとするものである。
- 2 第2号は、火葬場の関係者または利用者以外の者がみだりに場内に出入りすることを防止するものである。
- 3 第4号は、排ガス再燃焼装置や集じん装置等の設置を義務付けることにより環境衛生の保持を図ろうとするものである。
- 4 第5号は、収骨室の設置を義務付けることにより、利用者の利便に供しようとするものである。

また、遺体保管室は、葬儀日程などの関係で遺体を火葬に付すまでの間保管しておくことができるよう、設置を義務付けたものである。

- 5 第6号は、収骨容器等を保管する施設の設置を義務付けることにより、 場内の清潔・整頓を確保しようとするものである。
- 6 第7号は、火葬が終了し、遺族等による収骨が終わった後の残灰を専用 の場所に保管することを定めた規定である。
- 7 第8号は、火葬場の円滑な管理運営および利用者の利便に資するために、 設置を義務付けたものである。

なお、待合室の数は火葬炉と同数設け、便所は、適当な数の便器を設置 するよう指導することとする。

8 第9号は、都市における墓地の利用者の利便に資することから、駐車場の設置を義務付けたものである。駐車場の台数は、交通機関の利便性および設置する場所により一律に取り扱うことは難しいことから、利用状況等により十分な駐車場を確保するように指導するものとする。

(管理者の講ずべき措置)条例第12条関係

- 第12条 条例第12条は、墓地等の利用者等の安全と環境衛生の確保を図る とともに、墓地等の管理運営が区民の宗教的感情を踏まえ支障なく行われ るために、管理者が講ずべき措置を定めたものである。
- 1 第1号および第2号は、利用者等の安全対策のために定めたものである。
- 2 第3号は、墓地等が供花、供物等の腐敗による悪臭の防止や害虫等の発生防止など環境衛生上支障ない管理がなされるよう定めたものである。

- 3 第4号は、墳墓を汚物等で汚したり、他人の儀式を妨害したり、火葬場等における死者の取扱いが非礼である等の行為をなす者に対し、管理者が それらの行為を未然に防止し、または抑制するよう定めたものである。
- 4 第5号は、墓地等の管理運営を適切に行わせるため、墓地等の利用時間には、管理事務所に管理人を配置するよう定めたものである。管理人については常駐するように指導する。
- 5 第6号は、夜間など墓地の出入口を施錠する、お彼岸など利用者が多いときや施設の規模が大きく利用者が多い施設の場合交通誘導等を行う人を配置すること、垣根、緑地は定期的な刈り込みを行い害虫の発生を予防することなど管理上の措置を定めたものである。

(土葬の禁止) 条例第 13 条関係

第13条 条例第13条は、①大都市における墓地の利用効率を高め、②飲料水(井戸水)の衛生を確保し、③人口密集地域における土葬が区民の心理に与える影響を考慮して設けた規定である。

原則的には焼骨のほかは埋蔵できないものであるが、宗教上の理由や災害等で火葬場が使用できない等止むを得ない理由がある場合で、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障ないと認める場合に限り許可を得て、土葬ができる旨を規定したものである。

土葬許可をする際は、土葬の墓穴が一定以上の深さがなければ、雨水等による侵食や動物による掘り返しなどにより、公衆衛生および宗教的感情の面から重大な支障が生じる可能性があることから、墓穴の深さは2メートル以上とする。

なお、土葬許可申請書を受理する際には、死亡者の住所、氏名および生 年月日を確認するため死亡診断書の写しを添付するよう取扱う。

(無縁の焼骨等の保管等) 条例第 14 条関係

第14条 条例第14条は、無縁の焼骨等の取扱いについて定めたものである。 無縁とは葬られた死者を弔うべき縁故者がいないことをいう。通常、寺院 等は、無縁墳墓とみなした焼骨等の改葬を行い、無縁塚等に合葬している。 本条では、こうした場合における無縁焼骨等の取扱いについて、区民の 宗教的感情に適合するような形式で保管するよう義務付けたものである。

なお、一定の年数が経過した後に合葬するなどの使用契約がされている 場合は、この限りではない。

(標識の設置等)条例第15条関係

第15条 条例第15条は、申請予定者が、計画内容を届け出ることにより区に対し、また、標識を設置することにより、隣接住民等に対し、墓地等の計画があることをあらかじめ知らせることを定めたものである。

当該墓地等の建設予定地に隣接する土地とは、別図1のような場合などである。なお、周辺の状況により、隣接する土地に準ずる土地と区長が認める土地については、隣接する土地とみなす。

標識の設置に当たっては、申請予定者に対して、次の点に留意して指導する。

1 予定されている計画について墓地等の計画の届出 申請予定者は、標識設置の30日前までにあらかじめ当該計画について区長 に届け出ること。

計画の届出の項目は規則第 17 条に定める第 15 号様式による項目とし、 届出には規則第 17 条 2 項に掲げる書類を添付するように指導する。

- 2 墓地等の計画の届出が宗教法人および公益法人からあった場合は、申請 予定者の所轄部署を確認し、墓地経営を行うにあたり必要な手続き等につ いて、所轄部署において指導を受けるよう、標識を設置する以前に申請予 定者に対して指導すること。
- 3 標識の設置場所 建設予定敷地が2以上の道路に接する場合は、それぞれの道路に接する 部分に設置する。
- 4 標識の設置期間

規則で定めている申請しようとする日の少なくとも 90 日前から工事完了 日までとし、許可決定以降に撤去するよう指導する。

5 標識の変更および撤去

墓地等の計画を変更したときは、規則第16条第4項に基づき、速やかに標識の記載事項を変更するとともに、標識設置状況を撮影した写真を添付して、その旨を区長へ届け出る。

墓地等の計画を中止したときは、標識を撤去するとともに、その旨を区長 へ届け出る。また、不許可処分を受けたときは、速やかに標識を撤去する。

- 6 標識設置の届出に基づき、申請予定者が宗教法人および公益法人の場合 は、その所轄部署と情報交換を行いながら対応していくこと。(別図2)
 - (1) 宗教法人については、公益事業として墓地等の経営を行う場合は、宗教法人法に基づく法人規則の変更の認証を諸官庁から受ける必要がある。また、申請法人が解散指導を受けていないこと、不活動状態になっていないことなど、宗教法人法の観点からの意見を照会し、墓地等の経営主体としての適格性について確認する必要がある。このため次のとおり所轄部署に対して宗教法人法上の意見を照会すること。

ア 時期 標識設置の届出の受理後

- イ 方法 保健所長から文書により照会(文書によりがたい場合は口頭 にて照会)
- ウ 内容 申請予定の法人についての宗教法人法上の手続きおよび支障 等についての意見(規則の変更の必要性、活動状況等)
- (2) 宗教法人の規則変更が必要な場合

宗教法人が公益事業として墓地等の経営を行う場合に当該事業が明記された法人規則を申請時の添付書類としている。しかし、法人規則の変更の承認が墓地等の認証が墓地等の施設建設の状況を確認して行われることから、申請時に法人規則に公益事業の実施が記載されていない場合が生じる。このことから、墓地等経営申請については、所轄部署への法人規則の変更の認証に関する事前指導がほぼ終了したことを確認してから申請書を受理することとし、処分決定時までに、申請者から法人規則の変更の申請に係る受理決定通知の写しを提出させること。また、決定については、法人規則の変更証人とほぼ同時となるように所轄と連絡調整していくこととし、変更の認証を受けた法人の規則の写しを速やかに提出させること。(説明会の開催等)条例第16条関係

- 第16条 条例第16条は、申請予定者が隣接住民等および規則第19条に定める範囲の住民(以下、「説明会対象者」という。)に対し、許可の申請に 先立って、墓地等の計画内容を周知し、併せて意見の申出方法を知らせる ことを定めたものである。
- 1 説明会等の留意事項

隣接住民等および説明会対象者への説明は、申請予定者が主催する説明会により行うこととし、ただし書きの説明会により難い場合とは、説明会を複数回開催しても、出席できなかった隣接住民等にたいする説明の方法をいう。

申請予定者に対して次の点について留意して指導すること。

(1) 通知方法

説明会の開催に当たっては、隣接住民等および説明会対象者に対する 周知は、事前に開催通知文書を配布する。

開催通知文書には、開催日時、開催場所、主催者、主催者側の出席者、 説明事項、墓地等の名称および墓地等計画地の所在地を記載する。

なお、隣接住民等への通知が困難な場合には、次のように対応する。 ア 居所不明者

隣接住民等に送付した開催通知文書が、あて所不明等により返送された 場合は、現場を確認し、居住の実態がないと判断されれば、隣接住民等に 含めない。

イ 土地所有者

所有権移転の登記がなされていない登記上の土地所有者に送付した開催通知文書が返送された場合は、隣接住民等に含めない。ただし、現在の所有者が判明した場合は、その者を隣接住民等とする。

ウ 賃貸駐車場の使用者

墓地等の計画地に賃貸駐車場が隣接する場合、使用契約を結んでいる者は、隣接住民等とする。

周知の方法は、駐車場管理者に情報提供を求め通知したり、駐車場管理 者等に配布を依頼したりする。

なお、時間貸し駐車場は、一時的な利用であるため隣接住民等としない。

(2) 説明者

説明会は、地方公共団体にあっては地方公共団体の長または権限を委任された職員、宗教法人にあっては原則として代表役員、公益法人にあっては代表者が出席し、説明を行うこと。ただし、工事の方法、作業方法および危険防止策等の墓地建設の技術的な内容については、設計者および施工者等が説明を行うことができる。

説明に当たっては、隣接住民等および説明会対象者との相互の信頼関係が重要であるため、申請予定者は、隣接住民等および説明会対象者に 誠意をもって対応する。

(3) 説明方法

施設の規模や構造設備、配置、維持管理の方法、工事の方法、作業方法、作業時間、工事による危険防止対策など具体的な内容が盛り込まれた資料を配布し、説明する。

また、条例第17条第1項および規則第20条の規定を説明し、隣接住 民等および説明会対象者からの意見の申出の方法を周知するよう指導す る。

(4) 開催回数

適当な曜日や時間を設定し、説明会を複数回実施するなど、全ての隣接住民等に同様の内容を説明するよう努める。

(5) 欠席者への対応

説明会を複数回開催しても、出席できなかった隣接住民等に対しては、 戸別訪問により説明を行い、複数回訪問しても不在の場合は資料送付に より行う。

なお、それに至った経緯について、規則第 18 条第 2 項に規定する説明 会等報告書(第 16 号様式)に記載する。

ア 戸別訪問

事前に日程調整し、訪問した際は説明会で使用した資料により、説明 会で行われた質疑応答等の内容も含めて説明を行う。

イ 資料送付

説明会で使用した資料に加え、説明会で行われた質疑応答等の内容、 郵送理由、連絡方法等を記載した書類を添付して、配達証明郵便等により送付する。

(6) 説明会等の実施中または終了後の計画変更 計画に変更が生じたときは、隣接住民等に変更内容を周知するため、 必要に応じて説明会の開催または文書の通知を行う。

(7) 説明会等の報告

条例第16条第1項に規定する説明会を開催した場合には、その都度、 規則第18条第2項に規定する説明報告書(第16号様式)および同条第 3項に規定する書類を提出する。なお、説明した内容について、隣接住 民等から意見があった場合には、議事録等を添付する。

2 説明会等の終了

説明会等報告書により、規則第 18 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの項目について、隣接住民等に対し周知されたことを確認したときは、条例第 16 条の説明が終了したものとみなす。

説明の終了を確認したときは、申請予定者にその旨を通知するとともに、 隣接住民等への周知を指導する。その際、意見申出期限に変更がある場合 には、併せて周知するよう指導する。

3 申請予定日の変更

説明が終了した日から申請予定日までの期間が60日に満たない場合は、 説明が終了した日から60日以上先の日に申請予定日を変更し、標識の記載 も変更するよう申請予定者に対して指導する。

なお、隣接住民等への説明の終了を確認した日から意見申出期限までの 期間が十分でない場合には、申請予定日を延ばす等により意見申出期間の 確保に努めるよう申請予定者に対して指導する。

4 その他

隣接住民等に該当しない地域の自治会等からの説明の要望があった場合は、条例の趣旨を踏まえ、その代表を参加させるなど申請予定者に適切に対応するよう指導する。

(住民との協議の指導)条例第17条関係

第 17 条 条例第 17 条は、標識の設置日以降、墓地等経営許可申請を行おうとする日の 30 日前までに、隣接住民等および説明会対象者から条例第 17 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる意見の申出があった場合、その意見に

正当な理由があると認めるときは、申請予定者に対し、隣接住民等および説明会対象者との協議を行うよう指導することを定めたものである。

1 意見申出

隣接住民等からの意見は、次のようなものが挙げられる。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見
 - ア 墓地の区域からの排水による隣地への影響について
 - イ 墓石の花器の溜まり水等を原因とする蚊の発生による公衆衛生上の 影響について
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境の調和に対する意見
 - ア 墓地内の防犯、防災など、安全管理態勢を確保すること
 - イ 将来における本堂建設や墓地拡張の計画について示すこと
 - ウ 隣接住宅からの景観に配慮し障壁等の設置を行うこと
- (3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見
 - ア 開発工事および大型車両による振動、騒音等の影響について
 - イ 近隣住民の通行について安全対策を確保すること
- 2 住民との協議の留意事項

隣接住民等および説明会対象者から意見の申出があり、住民との協議実施の指導を行う場合は、以下の指導内容を記載した文書により行う。その際、協議開催に必要な隣接住民等および説明会対象者の氏名、住所など個人情報を、申請予定者に提供する場合には、個人情報の提供について本人の了解を得る必要がある。また、申請予定者に対し、その使用は当該協議の実施の目的のみに限定するなどの指導を行う。

なお、形式的な開催とならないよう、また、双方の意見の一致が図られるよう、申請予定者は、誠意をもって可能な限り協議するよう指導する。

(1) 住民との協議のルール作り

申請予定者、隣接住民等および説明会対象者の双方の担当者(窓口)の確認や、協議方法など住民との協議のルール作りをする。

(2) 協議事項の提示

隣接住民等からの意見のうち、事前協議の対象となる事項について明示する。

(3) 議事録の作成

事前協議での意見、要望等は、協議事項ごとに正確に記載し、双方が確認した記録として作成する。

3 住民との協議の報告等

申請予定者から住民との協議の報告書の提出があったときは、協議を指導した事項が協議されているか否かを審査する。報告書を受理するときは、

規則第21条第1項に規定する協議結果報告書(第18号様式)を記載させ、 同条第2項に規定する書類を添付させる。

- (1) 協議指導事項について、意見が一致していると認められるときは、規則第21条第1項に基づく協議の報告書として受理する。
- (2) 協議指導事項について、意見の一致が図られていないが、十分に協議が行われたと認められるときは、規則第21条第1項に基づく協議の報告書として受理すること。

この場合、双方の意見を併記させる。

- (3) 協議指導事項について、意見の一致が図られず、協議指導した事項が十分に協議されていると認められないときは、継続して協議するよう指導する。
- (4) (3)に基づき協議の継続を指導したが、協議の進展がみられないときは、申請予定者および隣接住民等から協議ができない理由、経過等協議の状況等を確認する。その結果、協議を継続することが困難であると認められるときは、その旨を記載した書類を規則第21条第1項に基づく協議の報告書として提出させる。
- 4 許可申請書の受理

条例第4条に規定する許可申請書の受理は、規則第21条第1項に規定する協議結果報告書を受理した後とする。

(公表) 条例第 18 条関係

第18条 条例第18条は、行政の実効性および公平性を確保するために、標識の設置、説明会等の開催および隣接住民等からの意見の申出についての協議指導を正当な理由なく拒否した場合の措置として、公表制度を定めたものである。公表する場合にあっては、申請予定者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるとともに、公表の方法は、区のホームページへの掲載等により行う。

(工事の完了の届出)条例第19条関係

第 19 条 条例第 19 条は、当該墓地等の新設または変更に係る工事の完了の 届出を義務付けたものであり、工事が全て完了してから工事完了届を受理 するものとする。

この届出を受理後、申請内容のとおり工事が完了しているか確認し、未完成の部分があれば必要な指導を行う。

(申請事項変更の届出)条例第20条関係

第20条 条例第20条は、墓地等の経営許可の後に法人代表者や墓地管理者 等に変更があった場合について、届出を義務付けるものである。

(委任)条例第21条関係

第21条 条例第21条は、条例の施行について必要な事項を規則に委任する こととしたものである。

(その他留意事項)

第22条 次に掲げる事項に留意して取り扱うこと。

1 申請土地の位置付け

宗教法人が宗教活動として信者用のための墓地等の経営を行う土地は、宗教法人の業務として宗教上の儀式行事などを行うために用いられるものである。また、宗教活動以外の公益目的として墓地等の経営を行う場合の土地は、公益事業を行うために用いられるものである。そのため、申請土地は、宗教法人の事業活動の基礎となる基本財産といえる。

このことから、宗教法人が墓地等の許可申請を行う土地については、宗教法人法第25条第1項に基づく財産目録に基本財産として表示されているかを確認する。最新の財産目録に表示がない場合は、宗教法人の規則を変更し当該会計年度終了後に作成する次期の財産目録に表示するよう指導し、規則変更後、これを確認することとする。

2 墓地等経常許可後の報告

墓地等の経営許可後、当該墓地等の経営状況を把握するため、必要と認める場合には、墓地、埋葬等に関する法律第18条に基づき、墓地等管理者に対し、墓地等経営者が作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財務関係書類(収支計算書、事業報告書等)を報告させることとする。

なお、これらの財務関係書類は、宗教法人の財務状況を審査するものではなく、あくまで、当該墓地等経営に係る資金や収支の状況について審査することが目的であることに留意する。